

交 規 第 6 8 9 号
令 和 3 年 2 月 2 6 日

交通 部 内 各 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

交 通 部 長

報告又は資料の提出の措置の運用について

報告又は資料の提出の措置の運用については、先般、警務部長通達「行政手続における押印等の取扱いに係る対応について」（令和2年7月13日付け警務第115号）により、法令（法律及び法律に基づく命令をいう。）に根拠がないにもかかわらず、申請等に必要書類に署名又は押印（以下「押印等」という。）を求めている手続については、公安委員会規則の改正等により、押印等を求めないこととする旨示達されたことに伴い、下記のとおりとするので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、本通達によらない様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、本通達による様式によるものとみなし、旧様式による書類については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

以下この通達において、「改正法」とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成2年法律第74号）を、「法」とは、改正法による改正後の自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）をそれぞれいうものとする。

記

1 基本方針

報告又は資料の提出の措置（法第12条の規定による措置をいう。以下同じ。）の活用については、保管場所確保義務（法第3条の規定による義務をいう。以下同じ。）の履行の確保を図るため、次のとおりとする。

(1) 自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度との一体的活用

自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度（法第4条から第7条まで並びに第13条第3項及び第4項の規定による制度をいう。）の実効性を確保するため、保管場所証明の申請又は保管場所に係る届出に係る保管場所の確保状況に関し車庫飛ばし等違法行為が考えられるような場合において、報告又は資料の提出の措置を活用すること。

また、保管場所を管理する者の任意の協力を得ることにより、保管場所の使用状況について定期的な報告又は資料の提出を受けることができるようになれば、保管場所証明の申請又は保管場所に係る届出の際の配置図等の添付書類の合理化を図ることができ、併せて保管場所の実態把握に資することとなるので、保管場所を管理する者との間の協力関係の確立に努めること。

- (2) 保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置との一体的活用
保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置（法第8条から第10条までの規定による措置をいう。以下同じ。）の運用に当たって、保管場所の確保状況に関し疑義があるときは、適宜、報告又は資料の提出の措置を活用すること。
また、法第8条及び第9条の規定の適用については、法第8条の規定による要件及び法第9条の規定による要件のいずれにも該当する場合で、法第9条の規定が改正法附則第2条第4項の規定による経過措置により適用できないときは、報告又は資料の提出の措置により、保管場所確保義務の履行を促すこと。
- (3) 適用地域及び経過措置による限定のない報告又は資料の提出の措置の積極的活用
法附則第2項から第4項まで及び第6項又は改正法附則第2条第4項の規定により、自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度の運用、保管場所を確保していない自動車の保有者に対する措置の運用及び保管場所としての道路の使用の禁止等違反（法第11条第1項及び第2項の規定に違反する行為をいう。）の指導取締りができない場合において、保管場所確保義務の履行の確保を図るための措置として積極的に活用すること。

2 手続

報告又は資料の提出の措置に関する手続については、次のとおりとすること。

(1) 主体

報告又は資料の提出を求めることができる都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会である。

(2) 書面による要求

公安委員会が報告又は資料の提出を求める場合は、原則として、別添の報告・資料提出要求書により行う。

(3) 回答の確認

公安委員会は、回答の内容について、現地調査等の方法により確認する。

(4) 事務の代行処理

報告又は資料の提出の措置に関し、事務の代行処理を行う者は、原則として、交通規制課長とする。

なお、警察署長が代行処理を行うことが考えられる場合は、次のとおりで、この場合において、代行処理を行うこととなる警察署長は、交通規制課長と十分連携を図った上で行うこと。

ア 自動車の保管場所の継続的確保を図るための制度と一体的に活用する場合

原則として、報告又は資料の提出の措置に係る保管場所の位置を管轄する警察署長が当該措置を執ること。

なお、当該警察署長の属する公安委員会と自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会が異なる場合は、次のとおりとする。

- ・ 自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該警察署長の属する公安委員会に対し、当該警察署長が報告又は資料の提出の措置を執るよう依頼する。
- ・ 自動車の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該警察署長に対し、当該警察署長の属する公安委員会を通じて、報告・資料提出要求書を送付する。

- ・ 報告・資料提出要求書の送付を受けた当該警察署長は、速やかに報告又は資料の提出の措置を執る。
- イ 保管場所を確保していない自動車の所有者に対する措置と一体的に活用する場合
- 原則として、自動車の使用の本拠の位置を管轄する警察署長が報告又は資料の提出の措置を執ること。

担当 交通規制課 規制第二係

別 添

第 号
年 月 日

殿

公安委員会 印

報 告 ・ 資 料 提 出 要 求 書

自動車の保管場所の確保等に関する法律第12条の規定に基づき、下記のとおり報告・資料提出を求めます。

報告事項	
提出資料	
報告・資料提出の期日	

備考1 報告事項については、同封の報告・資料提出回答書により回答してください。

年 月 日

公安委員会 殿

住所 〒 ()

() 局 番

氏名

報 告 ・ 資 料 提 出 回 答 書

報告事項・提出資料については、下記のとおり回答します。

報告事項	
提出資料	

備考 法人は、住所、氏名の欄に、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。